

令和5年 第3回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年3月23日(木) 午前9時30分～午前10時04分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第99号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第100号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第101号 農用地利用集積計画の決定の件
 - 議案第102号 松前町農業委員会の所管に係る松前町個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の件
 - 議案第103号 松前町農業委員会証明事務規則の一部を改正する規則の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第3回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、13番〇〇委員、1番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第98号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 365 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 6,276 m²

坪単価 4,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は申請地近くを耕作しており、申請地を通らせてもらって耕作している状況でした。不便な状況だったので、譲渡人と話して申請地を譲受人が買って耕作することとなりました。譲受人は主に水稻を耕作しており、今後も農業をしていくとのことで、また周囲から見ても特に問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第99号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、畑、面積165㎡

申請人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 100.61㎡

農地区分 2種農地

一体利用地有り

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて詳細につきましても、事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたものでありますので、事務局から詳細について説明いたします。

担当農業委員、農地利用最適化推進委員に現地確認を行っていただいております。事務局も現地確認をしています。

申請地の状況を説明いたします。申請地の○○は、現在砂利を一面に敷き詰められて雑種地として利用されています。なお、南側に隣接していた宅地の○○には、住居があり、申請人の母親と兄の家族が住んでいます。申請人は、申請地を平成28年に祖父から相続しましたが、土地の管理をしているのは母親です。当初は、農地として利用していましたが、申請地周辺が宅地化したこともあり、日当たりや水はけが悪く農地としての利用が困難となってきたため、

令和元年頃に無断転用を行ったとのことです。

本来であれば直ちに農地転用許可を申請する必要がありましたが、申請人及び母親に農地法の知識がなかったため、無断転用を行ってしまいました。申請人は、深く反省をしているとのことです。

事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。

○議長

説明が終わりました。担当地区の農業委員から補足がありましたら説明をお願いします。

○○○委員

周囲も宅地が多くあることから転用について特に問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第100号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 357 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 61.07 m²

所有権移転

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は譲渡人の次男にあたる方で、家を建築したい意向があり今回の申請になりました。周辺は麦を耕作されている農地もありますが、営農状況に支障はないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年2か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 984 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年2か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 2,188 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第101号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第102号松前町農業委員会の所管に係る松前町個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の件について、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

松前町農業委員会の所管に係る松前町個人状況保護条例施行規則を廃止する理由について説明いたします。個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する規律が改正後の同法に一元化されることに伴い、当町において、個人情報保護条例及び施行規則を新たに制定するとともに、現行

の個人情報保護条例が廃止されました。廃止されたことに伴って、旧の条例を引用していた当該規則を廃止する必要があるため、今回規則の廃止を行います。なお、新条例において「法の施行に関し、必要な事項は町長が定める」と規定されるため、新たに規則を定める必要はないことを総務課から通知を受けています。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし

○議長

それでは、採決を行います。議案第 102 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 103 号松前町農業委員会証明事務規則の一部を改正する規則の件について、審議決定たまわりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

改正理由としましては、松前町農業委員会の行う証明事務について定めています松前町農業委員会証明事務規則の第 3 条に申請書を 2 通作成し、農業委員会会長に提出しなければならないと規定されていますが、2 通作成提出していただく必要がないことから、申請書 2 通を作成しという記載を削除します。また、申請書の様式については、本日お配りしています申請書（案）を様式とし、4 月以降は、証明書発行時に申請書を記入していただくこととします。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし

○議長
それでは、採決を行います。議案第 103 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局
次回の総会日程を読み上げ。

○議長
以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。